尼崎市教育委員会　９月定例会　議事録

１　開会及び閉会の日時

令和８年９月２８日　　午後３時３３分～午後３時４８分

２　出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	森山　太嗣
	教育長職務代理者	徳山　育弘
	委員	太田垣　亘世
	委員	片谷　勉
	委員	庭山　和貴

３　出席した事務局職員等

教育次長	藤川　明美
教育次長	嶋名　雅之
管理部長	佐々木　修
学校支援担当部長	大室　雅達
企画管理課長	西川　欣伸
高校教育課長	下飼　英明

日程第１　議事録の承認

日程第２　議事

（１）議案第４３号　尼崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

日程第３　教育長の報告と委員協議

午後３時３３分、教育長は開会を宣した。

森山教育長　　本日の日程につきましては、前にお示ししている日程表のとおりです。

それでは、これより日程に入ります。

まず、日程第１の「議事録の承認」についてでございます。８月臨時会及び定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しているとおりです。内容に質疑等はありますでしょうか。

森山教育長　　質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。８月臨時会及び定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員　　異議なし

森山教育長　　異議なしと認めます。よって、８月臨時会及び定例会の議事録を承認することにいたします。続いて、日程第３「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長　　企画管理課長でございます。

「教育委員会９月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料をお開き願います。

まず総務関係でございます。９月１日から９月市議会定例会が開催されておりま

して、一般質問、補正予算、前年度決算等の審議を行ったところでございます。
次に学校教育関係でございます。８月３１日に市立小中学校の始業式、９月１日には市立幼稚園、高等学校、特別支援学校の２学期の始業式がございました。
次に、社会教育関係でございます。９月６日に尼崎市体育協会会長会、尼崎市体育大会総合開会式が開催されました。
最後に、１０月の主要行事予定表でございます。
１０月２日に市町村教育委員会研究協議会が、博多で開催される予定でございます。１０月１０日は、本市の市制１１０周年記念式典が開催され、教育委員の皆様にもご出席を賜るところでございます。その２つ下ですが、１０月１７日には尼崎市立中学校総合体育大会が、２１日には尼崎市小学校連合体育大会がございます。
教育委員会につきましては、１０月９日に教育委員協議会を予定しておりましたが、案件がないため、開催なしとさせていただきたいと思います。教育委員会定例会につきましては、１０月２６日を開催予定としております。開会時刻は１５時半からとなります。報告は以上でございます。

森山教育長　　報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

太田垣委員　　１０月９日のコミュニティスクール研修会は、以前からあるものなのか。

企画管理課長　　例年開催しておりますが、今年はコミュニティスクールを全校に設置できましたので、今年度は事例研究を行う予定です。

徳山委員　　この１年運動会を見に行けていないが、秋に実施予定のところはあるか。

企画管理課長　　後ほど視察についてご提案を差し上げたいと思っておりました。今年は体育大会ではなく、音楽会はいかがかと考えておりまして、閉会後日程調整をさせていただきます。

徳山委員　　県の教育長との協議会があり、市町村教育委員会連合会の副会長として、初めて参加した。私も議題の１つを説明したが、教育長を目の前に説明するのはなかなか大変だと実感するとともに要望事項の精査は大切だと感じた。

森山教育長　　１０月２日の市町村教育委員会研究協議会ですが、前回の研究協議会に参加した際は Web 会議でも充実しておりましたので、今回は現地での開催に参加したいと思っています。議題は不登校と地域展開の２つで、各市の教育長ないし教育委員とグループにわかれて議論をしたいと考えております。

森山教育長　　それでは質疑がないようですので、教育長からの報告は終わります。
続きまして、日程第２、議案第４３号 「尼崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

高校教育課長　　高校教育課長でございます。議案第４３号「尼崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。
「尼崎市立高等学校の通学区域に関する規則」につきましては、尼崎市立尼崎高等学校及び尼崎市立尼崎双星高等学校の通学区域について定めているものとなりますが、今般、規則に不備があることを認めたことから、このたび付議させていただいたものでございます。改正理由や改正内容などは、議案説明資料に記載いたしておりますため、議案説明資料をご覧くださいますようお願いいたします。

始めに、改正理由でございます。「尼崎市立高等学校の通学区域に関する規則」については、施行期日を平成２７年４月１日とする改正を行った後、改正を行っていませんが、規則中に規定の市の名称の一つが当該市の条例により令和元年５月１日付けで変更されているため、このたび是正を図り、併せてその他の規定も見直し、所要の文言整備を行うものでございます。

続いて、主な改正内容でございます。まず「市の名称の一部修正」として、「篠山市」を「丹波篠山市」に改めるものでございます。次に、「その他規定の整理」として、「尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）全日制の課程」を「全日制の課程を置く尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）」に改めるなどの整備を行うものでございます。

最後に、施行期日といたしましては、「公布の日」といたしております。

次ページ以降は、新旧対照表でございます。下線を引いている部分が改正部分となり、全ての条項において改正を加えていますが、いずれも趣旨の変更を伴うものではなく、本市の各種条例・規則、また、兵庫県や他都市の規則も参考にするなどしながら文言の整理を図っているものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

森山教育長　　説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員　　通学区域は兵庫県下全域に限られているのか。

高校教育課長　　専門学科は県下全域の旨が兵庫県の規則などにも定められております。

徳山委員　　大阪府在住の生徒がいたような記憶があるが。

管理部長　　引っ越しをしたのかもしれません。なお、受検時や入学時には兵庫県の居住が要件となっております。

森山教育長　　篠山市を丹波篠山市に直したのと同時に、他の文言の部分についても少し修正を加えたということですね。

高校教育課長　　そのとおりです。事務処理を進める中で、篠山市の表記のままになっていることに気づきましたので、規則改正を付議させていただいたところです。あわせて、全般的に所要の文言整備を行っていますが、先ほどもご説明させていただいたように、趣旨を変更しているものではございません。

庭山委員　　第４条のところで「生徒等」に修正しているが、この趣旨を教えて欲しい。

高校教育課長　　前条の第３条で、入学しようとする者はまだ生徒になっていないため、「生徒等」という表現にまとめており、また、第４条の述語の部分の主語がわかりにくかったため、「生徒等」の主語を入れ込む修正を行っているものです。

森山教育長　　それでは質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。「議案第４３号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員　　異議なし

森山教育長　　異議なしと認めます。よって、「議案第４３号」は原案のとおり可決いたしました。

森山教育長　　以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会９月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会９月定例会の議事の全部を終了したので、午後３時４８分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会９月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。